2012年11月1日

10154017　岡田香織

敦賀原発風評事件―放射能汚染の風評と魚売上減の相当関係

名古屋高裁金沢支部平成元年5月17日判決

信澤久美子　『環境法判例百選（第2版）』 p.70-71

〈事件の概要〉

X1、X2:鮮魚を金沢中央市場で仕入れ、福井市や敦賀市にある市場に卸売りをしていた仲買人

X3、X4:X1に専属の魚介類の運送業者

Y:敦賀原発を設置し、発電をしていた

昭和56年1月から4月ごろにかけて、放射性物質の浦底湾への漏出事故が発生した。同年4月18日に事故が公表された後、新聞報道などが活発になされ、全国的な買い控えが起こった。売り上げ減少の損害は、敦賀市原電事故補償額調停委員会により提示されたが、X1・X2はこれを不服として訴えを提起した。　1審では請求は棄却されたため、Xらは控訴した。



敦賀湾

金沢

〈判決〉

控訴棄却(確定)。

〈判旨〉

1.魚介類への影響について

裁判所は、原発からの放射性物質の漏出事故によって、食用魚介類には影響が及ばなかったとした。

「本件事故によって敦賀湾で捕れた食用魚介類はほとんど影響なく、従って、当然のことながら、Xらが扱う金沢産魚介類は無影響であったと認めるのが相当である。」「すると、Xらの取り扱う魚介類に放射能汚染が生じたことを理由としては…理由がないことになる」

2.Xらの売上高の減少について

まず、放射性物質の漏出事故の報道状況については、4月18日の夕刊から｢連日のように報道がなされたことが認められる｣とした。その報道によって、4月19日から順次全国各地の卸売市場が「敦賀産をはじめ福井県産の魚介類の集荷自粛を指導し」、23日までに県外市場の自粛は解除されたが、その後においても、｢敦賀産の魚介類の価格の暴落・取引量の低迷が続｣いたことを認めた。

また、裁判所は、敦賀産の魚介類については、消費者の買い控え減少による影響が出たことを認めた。しかし、原告が取引を行っている金沢産の魚介類に関しては、｢事故発生後、敦賀市場において、敦賀産あまえびには通常の値段で取引されていた事実が認められる｣などの理由から、「石川県沖などで獲れた金沢産魚介類についても買い控え現象が起きたとまでは認められない。」とした。

Xらの売上高が減少したという点については、｢売上数値からは必ずしも明らかではない｣とした。

3.売り上げ減少と事故との因果関係について

　敦賀湾産の魚介類に関しては、食用魚介類が安全であると発表されても、「消費者が危険性を懸念し、敦賀湾産の魚介類を敬遠したくなる心理は、一般的に是認でき、したがって、それによる敦賀湾周辺の魚介類の売り上げ減少による関係業者の損害は、一定程度で事故と相当因果関係にある損害というべきである」とした。

　それに対して「放射能汚染が全く考えられない金沢産の魚」を食べたくないとする心理状態は、｢一般には是認できるものではなく、事故を契機とする消費者の心情的な判断の結果であり、事故の直接の結果とは認め難い。｣とした。さらに、「金沢産の魚も心情的には不安であるとの理由で賠償を命ずるものとすれば、金沢における消費の低下も是認しなければならなくなり、損害範囲はいたずらに拡大することとなる。したがって、右控訴人らの売上高が本件事故後減少したとしても、消費者の個別的心理状態が介在した結果であり、しかも、安全であっても食べないといった、きわめて主観的な心理状態であって、同一条件のもとで、常に同様の状態になるとは言い難く、また一般的に予見可能性があったともいえない。｣として、｢放射能漏れと敦賀の消費者の金沢産魚介類の買い控えとの間には、相当因果関係はないというべきである｣とした。

〈解釈〉

１．因果関係

この裁判では、ＹはＸらに対して不法行為を行ったか、ということが問われている。Ｘらの侵害された権利は「営業上の権利(利益)、すなわちＸらの取り扱う商品の信用」（判例評論387号）だと考えると、民法709条に照らして、Ｘらの売り上げ減少はＹによる放射性物質漏出事故と因果関係があるのか、という点が問題になってくる。放射性物質漏出事件において、どこまで相当因果関係が認められるかということは、ここでは民法416条と結び付けて考えられている。

・Ｘらが受けた損害は、「通常生ずべき損害」（1項）であるかどうか

判決は、Ｘらの「売上高が本件事故後減少したとしても、消費者の個別的心理状態が介在した結果であり、しかも、…きわめて主観的な心理状態であって、同一条件のもとで、常に同様の状態になるとは言い難」い、として、通常生ずべき損害には当たらないとした。

・Ｙは、Ｘらの売り上げ減少について、「予見することができた」（2項）か

判決では、「一般に予見可能性があったともいえない」として、特別事情による損害として賠償請求をすることはできないとした。

事故によって敦賀湾産の魚介類の買い控えが起きたことに対しては、通常生ずべき損害として因果関係が認められるが、神奈川産の魚介類の買い控えには事故との因果関係が認められない、ということになる。

☆判決では、消費者の心理は汚染に関する事後の評価と関わりがないことを認めているのに、「放射能汚染がまったく考えられない金沢産の魚まで敬遠」することを「一般には是認できるものではな」いとしていることは、矛盾しているのではないか、さらに、判決では原告の一部の取引先と原告との取引について、事故の影響とみられる取扱高の減少があることを認めているので、因果関係を認めるべきではないか、といった問題点が挙げられている。（判例評論387号）

判決の、「金沢産の魚も心情的には不安であるとの理由で…損害範囲はいたずらに拡大することになる」という部分について、判例評論387号では、「理論的にはともかく、実際上の判断に重要な役割を果たしたことが推察される」としている。

〈先例〉

富山地裁高岡支部判決（昭和56年5月18日）

〔富山湾の水銀汚染による魚介類の販売不振について〕

水銀の流出を原因とする水質汚染で、営業損害を受けたとして、水産物加工業者が水銀を排出していた企業を訴えた裁判。判決では、「魚が現実に水銀によって汚染されていなくても、汚染されたのではないかと疑われる程度のことがなされればそれで足りるとともに、食品に供することに危険を感じさせる程度に汚染行為がなされる必要がある」とし、それに相当する程度の水銀の排出はなかったとし、「仮に、Ｘ主張のような損害が生じたとしても、その損害と前記Ｙらの行為とはもはや法的な責任をＹらに認めるべき相当因果関係を認めがたい」として、請求を棄却した。

〈参考法令〉

○原子力損害の賠償に関する法律　第3条　（無過失責任、責任の集中等）

1項　原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

[http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36HO147.html　より引用]

○民法第709条　（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○民法第416条 （損害賠償の範囲）

1　債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする。

２ 　特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる。

〈用語解説〉

・相当因果関係

債務不履行又は不法行為と因果関係のある損害のうち，賠償されなければならない範囲を表すのに用いられる語。

・無過失責任

損害の発生につき，故意・過失がなくても損害賠償責任を負うこと。過失責任主義に対する。

・損害賠償

債務不履行・不法行為などの一定の事由に基づいて損害が生じた場合に，その損害をてん補して損害がなかったのと同じ状態にすること。

[株式会社有斐閣　法律学小辞典第４版]

〈参考資料〉

・淡路剛久　「私法判例リマークス（判例時報別冊）」1号　p.115-118

・窪田充見　「判例評論」387号　（判例時報1376号）　p.185-189

・「判例タイムズ」705号　p.108-122

・交告尚史ほか　『環境法入門　第2版』　有斐閣　p.124-127

〈感想〉

東日本大震災の場合を振り返ってみると、原発の付近の海産物・農産物に限らず、福島県全体、ひいては東北全体の海産物・農産物に対して買い控えが起こっていたように思う。そのことを考えると、消費者の買い控えが起こる範囲は、この判決で認められているよりもずっと広いものとするべきだったのではないかと思った。「私法判例リマークス」には、「消費者は商品の安全性に関する公的発表や業者の宣伝をそう簡単に信じるであろうか。」と書かれており、風評被害の範囲をいたずらに広げないためには、消費者への適切な情報伝達が大切なのだとも感じた。